

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
虐待防止検討委員会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う介護保険サービス並びに障害福祉サービスにおいて関係法令(高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法)に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応の検討に関する委員会を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、虐待を防止するための体制として担当者を各係・室から1名選出し、構成する。  
2 検討委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、管理職の中から選出する。  
3 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長に事故あるときその職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 虐待に関する研修会について、企画立案し定期的を開催する  
(2) 研修会実施後、内容を記録し、研修内容を遅滞無く会長に報告するとともに、全職員に対して周知する  
(3) その他検討委員会が委員会の運営において必要と認める事項

(委員会)

第5条 検討委員会は、委員長が召集し、次の各号の内容を目的に年1回開催する。  
(1) 虐待の防止のための指針に関すること  
(2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  
2 委員会の開催内容については、会議終了後に全職員に周知を行う。

(その他)

第6条 この規則に定める事項のほか、虐待防止のための推進のために必要な

事項に関しては、本会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。